

令和3年度介護報酬改定による経過措置事項について

- (1) 感染症対策の強化
- (2) 業務継続に向けた取組の強化
- (3) 高齢者虐待防止の推進
- (4) 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

(1) 感染症対策の強化

●改定概要

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（省令改正）

- 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- その他のサービス（訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービス）について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

(1) 感染症対策の強化

施設系サービス

- ① 委員会の開催（おおむね3月に1回以上）
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 訓練（シミュレーション）の実施

その他のサービス

- ① 委員会の開催（おおむね6月に1回以上）
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 訓練（シミュレーション）の実施

令和6年3月31日まで努力義務、令和6年4月1日以降義務化

(1) 感染症対策の強化

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

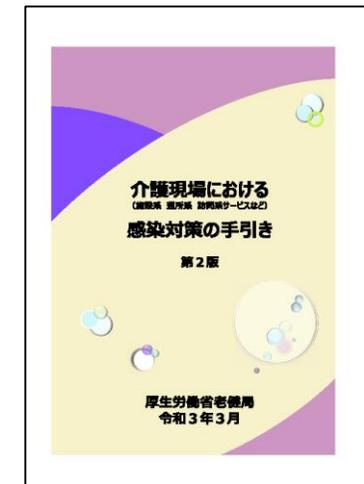
- 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成することが望ましい
- 定期的を開催し、感染症が流行する時期等、必要に応じ随時開催すること
- 居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備することで、当該委員会を開催しないことも差し支えない

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

- 指針に盛り込む項目や記載内容については、
「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること

⇒ 厚生労働省ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>



(1) 感染症対策の強化

③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修

- 定期的に（年1回以上）開催すること
- 新規採用時には実施することが望ましい
- 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発すること
- 当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと
- 実施内容を記録すること

●参考：厚生労働省ウェブサイト「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

- 定期的に（年1回以上）行うこと
- 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施すること
- 実施手法は問わないが、机上及び実地を適切に組み合わせながら実施することが適切である

(2) 業務継続に向けた取組の強化

●改定概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。（省令改正）

(2) 業務継続に向けた取組の強化

全サービス

- ① 業務継続計画（BCP）を策定すること
- ② 当該計画を従業員に周知すること
- ③ 必要な研修及び訓練を定期的 to 実施すること
- ④ 定期的 to 当該計画を見直し、必要に応じて変更を行うこと

令和6年3月31日まで努力義務、令和6年4月1日以降義務化

(2) 業務継続に向けた取組の強化

●業務継続計画に組み込む項目等

感染症に係る業務継続計画

- 平時からの備え
 - ⇒ 体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立
 - ⇒ 保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等

災害に係る業務継続計画

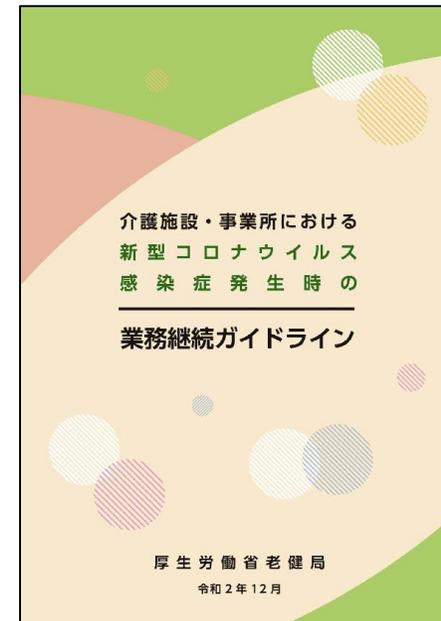
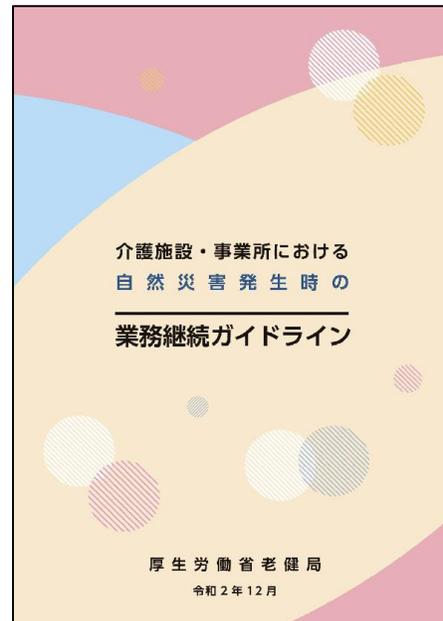
- 平常時の対応
 - ⇒ 建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等
- 緊急時の対応
 - ⇒ 業務継続計画発動基準、対応体制等
- 他施設及び地域との連携

(2) 業務継続に向けた取組の強化

●業務継続計画おける参考資料等について

厚生労働省ウェブサイト「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html



(3) 高齢者虐待防止の推進

●改定概要

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。（省令改正）

(3) 高齢者虐待防止の推進

全サービス

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修の実施
- ④ 担当者の配置

⇒ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加

令和6年3月31日まで努力義務、令和6年4月1日以降義務化

(3) 高齢者虐待防止の推進

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）

- 管理者を含む幅広い職種で構成すること
- 定期的に開催すること
- 下記事項を検討すること
 1. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 2. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 3. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 4. 虐待等について、授業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 5. 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 6. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 7. 上記、再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 委員会で得た結果について、従業者に周知徹底を図ること

(3) 高齢者虐待防止の推進

② 虐待の防止のための指針

- 下記項目を指針に盛り込むこと
 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項
 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

(3) 高齢者虐待防止の推進

③ 従業者に対する虐待の防止のための研修

- 定期的に（年1回以上）開催すること
- 新規採用時には必ず実施すること
- 指針に基づいた研修プログラムを作成すること
- 実施内容を記録すること

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

- 「当該担当者」と「虐待防止検討委員会の責任者」は同一であることが望ましい

(3) 高齢者虐待防止の推進

- 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加が義務化
(～令和6年3月31日まで努力義務)

記載例

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(4) 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

●改定概要

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。（省令改正）

令和6年3月31日まで努力義務、令和6年4月1日以降義務化

(4) 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

対象サービス

「無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）」 「福祉用具貸与」 「居宅介護支援」以外の、全サービス

対象者

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者

●研修内容、申込等について

岐阜県ウェブサイト「認知症介護研修について」

⇒ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7816.html>